

中近世移行期における女性の役割と奥向

松崎 瑠美

——薩摩藩島津家を事例として——

キーワード…ジェンダー 女性 奥向 薩摩藩 島津家

はじめに

近年、日本でも様々な学問分野においてジェンダー研究が盛んになってきているが、従来の学問内容が男性中心的なものとなっていることの発見と女性学の成立、そして男女両性の問題を考えるジェンダー学へとという研究の流れは、歴史学においても同様である。

一九八〇年代以降、近世史においても女性史研究が盛んになり、武家女性に関しても知行・相続・婚姻・交際・儀礼などについての研究が進み、将軍家や大名家の奥向の機構・職制も明らかにされてきた。

近世の武家社会は「表」と「奥」の性別役割分担のシステムで成り立っており、表は政治領域として、奥は当主家族の私生活や奥向を支える女中・男性家臣の領域として、制度的にも

空間的にも分離されていた。そのため従来の幕藩政治史研究では、女性や奥向、女性が遣り取りした文書を取り上げてこなかったが、一九九〇年代に長野ひろ子氏の「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」^{〔1〕}において、武家の女性を幕藩制国家の政治構造に位置づけ、ジェンダーの視点から彼女らの果たした役割を明らかにしたのを画期として、近年ではジェンダー概念を取り入れた研究や、大名家の奥向を分析した研究が徐々に増えつつある。しかしながら、女性の役割についての研究はまだ少ない状況であり、先行研究も分析の対象とする時期が限定されたものとなっている^{〔2〕}。

そこで、筆者はジェンダーの視点から女性の役割や奥向について、藩内及び家内における女性の役割や奥向の機構・職制だけでなく、幕藩関係における女性の役割や、大名家の奥向と将軍家の奥向との関係も含めて、女性が遣り取りした文書も積極的に活用し、女性の役割や表向と比較しながら、幕藩制成立期

から解体期までを通時的に分析することを課題としている。そうすることで、近世武家社会のジェンダー・システムが、明治以降、近代家族の誕生など新たに形成される近代的ジェンダー・システムに与えた影響や、ジェンダー・システムの構造の変遷を考察することが可能になると考える。

以上のような問題視角と研究方法により、筆者はすでに別稿において天下統一期から近世中期における仙台藩伊達家を事例として分析したが、そこで明らかにし得た事柄が一般的な事例なのか、それとも仙台藩独自の事例なのかを検討するため、分析対象を他の大名家にも広げていく必要がある。その一環として、伊達家と同様に鎌倉時代から続く外様の大藩である薩摩藩島津家を分析対象として取り上げ、近世全期を通じて段階的に追究することが当面の課題である。薩摩藩島津家の女性に関する先行研究は主に、幕藩制成立期前後と五代将軍徳川綱吉の養女竹姫が五代藩主島津継豊に嫁ぐ近世中期、そして一代藩主斉彬の養女篤姫が一三代将軍徳川家定の御台所となる幕末期に集中していることから、通時的に見るにより、今まで部分的に見て論じられていたことを、藩政の流れの中で考察することが可能となるだろう。

そこで、本稿ではその前段階として、中世から近世への移行期における島津家を事例に、同家の正室・娘・側室・女中の役割や奥向について、仙台藩伊達家と比較しながら検討する⁽⁵⁾（正室と娘については表1・2を参照）。主な使用史料は『旧記雑

表1 島津家歴代当主と正室

代	当主	正室	正室の統柄
15	貴久		入来院弾正忠重聰の娘
16	義久		島津相模守忠良の娘
			種子島左近太夫時堯の娘
17	義弘	宰相	広瀬吉左衛門助宗の娘（実園田清左衛門の娘）
18 (藩祖)	家久	亀寿	島津義久の娘
			島津備前忠清の娘

※『島津氏正統系図』、『御祭祀提要』、『御代々御安殿』、『寛政重修諸家譜』をもとに作成。名称不詳の正室は空白にしてある。

表 2 島津家の娘と嫁ぎ先

父（当主）	娘	嫁ぎ先		備考
16 代 義久	長女 御平	島津薩摩守義虎	家臣	側室の娘
	2 女	島津守右衛門尉彰久	家臣 佐土原島津家	正室の娘
	3 女 亀寿	島津久保	島津本家	正室の娘
		島津家久	藩主 島津本家	
17 代 義弘	長女 御屋地	島津豊後守朝久	家臣	側室の娘
	2 女 御下 千鶴	伊集院源二郎忠真	家臣	側室の娘
		島津下野久元	家臣	
18 代 家久 （藩祖）	長女			側室（後の継室島津忠清の娘）の娘。3 歳で死去。
	2 女	北郷山城守翁久	家臣	側室の娘
	3 女	島津彈正大弼久慶	家臣	側室の娘
	4 女	種子島左近大夫忠時	家臣	側室の娘
	5 女			側室の娘。20 歳で死去。
	6 女			側室の娘。16 歳で死去。
	7 女	島津大和久章	家臣	側室（後の継室島津忠清の娘）の娘
	8 女	島津筑前久頼	家臣	側室の娘
	9 女	肝付伴兵衛兼屋	家臣	側室（後の継室島津忠清の娘）の娘
	10 女			側室の娘。夭折。
	11 女	島津中務久茂	家臣	側室の娘
	12 女			側室の娘。夭折。
	13 女	入来院石見重頼	家臣	側室の娘
	14 女			側室の娘。夭折。
	15 女			側室の娘。夭折。
	16 女	島津図書久竹	家臣	側室の娘
	17 女（養女）	松平隠岐守定行	伊予松山藩主	御家地と家臣島津豊後朝久の娘
	18 女（養女）	松平隠岐守定行	伊予松山藩主	千鶴と家臣伊集院源次郎忠真の娘。17 女が死去後に嫁ぐ。

※『島津氏正統系図』、「御祭祀提要」、「御代々御安殿」、「寛政重修諸家譜」をもとに作成。

録」⁽⁶⁾、『島津家文書』⁽⁷⁾、『鹿児島市史』⁽⁸⁾である。

一 豊臣政権成立以前（島津家一七代当主義久・十八代当主義弘期）

（一）後室（夫に先立たれた正室）の役割

後室については長野ひろ子氏が、夫が殺害された後、島津本宗家と政治交渉にあたる島津歳久後室や伊集院忠棟後室について明らかにされているが、このような後室の姿は島津家特有のものなのであろうか。ここでは、この時期に見られる他の後室について、他家の事例も含めて述べていきたい。

天正七年（一五七九）に頼娃家において、頼娃忠時の嫡子忠継と舎弟久虎のどちらが当主になるかをめぐって内乱があり、その結果忠継が討たれた。当主となった久虎は若年のため、忠時の妻であった後室（久虎生母、忠継にとっては継母に当たる）が政治を執り行ったが、その政治は過酷なもので、従来の軽罪も重罪とみなしたため思いもよらない罪を被る者が多かった。その後、後室はなお一層おごりたかぶるようになったため、家臣たちが久虎に諫言し、それを受けて久虎が後室を諫めたところ後室の怒りを買ひ、逆に諫言した家臣たちを死罪にせよと命じられ、もはや逃れられまいと思った家臣たちは切腹することとも考えた。一方、久虎も先の内乱で功があった家臣たちを罰することに戸惑いを感じていたところ、島津義久が話を聞きつ

けて久虎の姉婿であった本田政親を使者として送り、和平の仲裁に乗り出した⁽⁹⁾。

また、伊集院忠棟から伊勢貞知に宛てた書状には、「從豊州對當國、寄事於左右、可被散鬱憤之企、節々被申上、餘宗麟御姉子候之哉、被致在京、別而訴訟之旨、風聞候」とあり、豊後の大友宗麟と島津氏との和平が成立していたが、大友側が何かと事寄せて島津氏に対する鬱憤をはらそうと企んでおり、あまつさえ宗麟の姉が在京して訴えているという話を聞いたと記されている。

東北においても当主の死後、跡継ぎがいなかったために後室が家政を執り行う事例が見られ、伊達家においては政宗の母保春院が、兄最上義光と政宗との和睦成立のために、自ら戦場に赴いて双方の間に立ち和睦を促している。

以上のような事例から、島津家に限らずこの時期の武家の女性たちは、夫の死後、無主となった家を代表する存在として領内を統治するなど政治向きに直接関与し、御家のために自ら出向いて対処し、時には中央政権に働きかけるという行動的な側面を持っていた。

（二）女中について

島津義弘は日向の伊東氏との合戦に備えるため、永祿七年（一五六四）一月一七日から飯野の城に在城し、義弘の正室宰相は二ノ丸である加久藤の新城にいたが、ある日伊東勢が加

久藤の城に続く裏道を通って押し寄せてきた。伊東勢がどのように入道の情報を手に入れたのかについて興味深い記事がある。¹²⁾「加久藤御城ハ忠平（義弘―筆者注記、以下同様―）公御夫人（宰相）御在城ニ而、小人数成りしと也、召仕れし女失有て暇を給しに、此者伊東方ニ忍ひ行、鎗掛の細道をおしへしと云説有」というように、以前島津家で召し使っていた女が過失を犯したために暇を出されており、この者が伊東方に忍び寄って細道を教えたという説があった。つまり、女中が軍事機密を敵方に漏らした可能性があると考えられていたのである。

また、『上井覚兼日記』¹³⁾天正三年（一五七五）十一月二七日・二八日、一二月八日・九日条には、下女が寺に逃げ込んだことから、島津家の老中（家老）が寺側に下女を引き渡すよう求めており、その交渉の経過が記されている。寺側は、この下女が俸禄を受け取っていない下人なので、本人の意思に背いてまで引き渡す必要はないと、断った。その前例として、島津家久の生母少納言が召し使っていた「あつまや」という女が寺に逃げ込み、同様に交渉が行われたものの引き渡さず女を剃髪させたが、五、六年後に女が後悔し再び島津家に奉公したいと申し出たため、寺側が少納言に侘びをいれて許しを得、「伊豆」と名乗りを変えて今に至るまで奉公していることを挙げている。今回の下女が結局引き渡されたのかどうかは不明だが、島津家にとっては俸禄を与えているか否かに関わらず、主人の許可を得ずに逃亡した女中を是が非でも取り戻したかったのである。

伊達家では天文五年の『塵芥集』に、伊達家に仕える女中が主人に暇乞いをすることなく出て行った場合、男性家臣と同様に主人の元に返すこととある。また、家臣への知行宛行の詳細が乳母に伝えられるなど、女中の政治的役割も見受けられる。このようなことから、表と奥が完全には分離されていなかったこの時期、女中は男性家臣とともに政治情報を入手し得る状況に置かれており、御家の安泰を第一に考える当主は、女中の持つ政治情報が洩れることを警戒し、情報の漏洩を契機とした御家の滅亡を回避することに努めていたと考えられる。

二 豊臣政権から徳川政権への移行期

この時期は、島津家一七代当主義久・十八代当主義弘期から藩祖家久の初期に当たり、豊臣秀吉の死、関ヶ原の戦い、徳川家康の江戸開幕、大坂の陣を経て、豊臣政権から徳川政権へ移行する時期である。

（一）義弘の正室宰相

この時期、家久の正室亀寿は豊臣政権の人質として上洛していたが、¹⁴⁾義弘の正室で久保と家久を産んだ宰相も人質として在京していた。¹⁵⁾義弘は宰相と度々書状を遣り取りしており、その内容は互いの暮らしぶりや朝鮮出兵の様子を伝えるものであるが、宰相が国元にいる時期の書状を詳しく見てみると、宰相の

国元での役割が窺える。

天正一九年（一五九一）三月一九日の義弘から宰相へ宛てた書状¹⁶からは、宰相が家久をはじめ女中に対して油断なく奉公するように言い聞かせ、家久には和歌や手習いなどの嗜みも油断なく取り組むことを意見し、久保・亀寿夫婦には折々の書状で今後も仲睦まじくするように伝えることを指示されており、宰相が国元で義弘の息子忠清や娘千鶴の祈念をゆるがせなく行っていることが分かる。文禄元年（一五九二）五月四日の義弘から宰相へ宛てた書状¹⁷でも、子女や召し使っている者たちへ正しく奉公するよう言伝を頼むとともに、祈禱を行う者たちへ宰相から取り計らうよう頼んでいる。文禄二年（一五九三）六月二日の義弘から宰相に宛てた書状¹⁸には、息子忠清が上洛することになったと聞いた義弘が、忠清上洛の供を誰が務め、いつ出発するのか、また京と大坂のどちらに行くことになるのかなど、詳細を書状で教えて欲しいと記している。慶長元年（一五九六）四月五日の義弘から宰相に宛てた書状¹⁹では、神社の葺板についての指示を宰相から伝えるように頼んでおり、また宰相が義弘・家久の朝鮮出兵での無事や京都で人質生活を送っている島津家の女性たちの無事を祈禱していることが分かる。以後も義弘は宰相へ度々書状を送り、義弘の言伝や家臣たちへの指示を頼むとともに、国元での様子を書状で伝えるように求めている。

このような書状の一例として、文禄三年（一五九四）八月七

日の義弘から宰相に宛てた書状²²の一部を引用しよう。

（前略）

一 いづれもく男女はうくう申候者共へ、從其心得願入候、

一 花香取候ほんその御前のきねんはうす共へも、いよく頼むのよしこゝろへあるべく候、

（中略）

わざと申まいらせ候、仍唐と日本之あつかいもあひきれ候由、申ちらし候、さては我等歸朝の儀ハ、中々おもひ絶たる儀ニ候、然又八郎（家久）事無渡海様に候へかしと、明暮思ひまいらせ候、久四郎（忠清）事茂于今在京候哉、いかゝと申しまいらせ候、（中略）

一 日本の諸大名茂父子御在番の衆ハ一人も無之候、將又御家中三人の御朱印衆一人茂無在高麗候處に、又八郎於致渡海者、身つから迄父子爰元へかんにん可仕候、誠うき世のありさま可過之候、

一 自然無地にて我等あい終候共、その身持ゆへ、世上の人わらへに成候ハぬやうに頼入候く、

一 唐あつかひ事、於日本ハもしく御隠密もや候すらん、此ふミ讀せ候する物に、能々もれ候ハぬ様に申をれ^{「本マ」}べく候、定而やかてめてたく歸朝候て申うけ給るべく候、かしこ、

「朱カキ」

〔文禄三年〕八月七日

義弘

さいしやう殿

この書状から、宰相が義弘から詳細な政治情報を伝えられていたことが確認できるだろう。第一章（二）で女中の政治情報入手について述べたが、正室に宛てた書状にはこのように重要な政治情報が記されることがあり、その書状を正室に読み聞かす者は必然的にその情報を知り得ることとなるため、外部に漏らさないように口止めする必要があるためである。

このように宰相は義弘から情報を得るだけでなく、国元の情報を義弘へ書状で伝えとともに、人質生活や朝鮮出兵などのため夫や娘のいない国元において留守を預かる当主の正室として、当主の子女や召し使っている者に指示し、国元での政治が滞りなく行われるよう監督するとともに、島津家の女性として家族の祈禱を行い皆の無事を祈念していたのである。

（二）女中・奥について

（一）女中について

慶長五年（一六〇〇）九月に義弘が下国するのに伴い、島津家では正室宰相を帰国させるため豊臣政権の大老に、義弘の戦死が噂されており、宰相は大坂に留まるのは哀愁に耐え難く暇をもらって帰国したいと望んでいると訴え許可されたが、亀寿の帰国は許可されなかった。そこで、亀寿に仕える御松（大田忠秀の娘）という女中が亀寿の身代わりとなって大坂の屋敷に

留まることを申し出たため、亀寿も宰相と共に密かに帰国することができた。⁽²³⁾ この忠義により御松は三〇〇石の領地を賜り、死後は弟忠安に譲渡されている。⁽²⁴⁾ また、『旧記抄』⁽²⁵⁾ には、

慶長五年拾月十日、関ヶ原御歸陣已後、維新様（義弘）

より御感状被下候人数、左之通、

頼娃弥一郎・山田民部少輔兩人二百石、本田源右衛門百石、

本田小源五五拾石、二階堂弥六五十石、白坂与竹佰石、

（中略）、少納言拾石、曾木弥次郎五十石、小川与三左衛門

拾石、井尻弥五介五拾石、松岡千熊百石、江口作兵衛尉拾

石、江浪彦三郎拾石

とあり、関ヶ原の合戦以後、義弘から感状を送られた者の中に、「少納言」という者が存在し一〇石を与えられているのが確認できる。中世以降、武家の女中の中でも、乳母や比較的高い地位の女中に「少納言」と称する者が多々見受けられることと、この史料で書き上げられている「少納言」以外の者は皆、姓と通称（仮名）で記された男性であることから、ここでの「少納言」は島津家の女中である可能性が高いと考えられる。「少納言」が第一章（二）で触れた家久の生母を指すのか、またどのような勲功によって知行が与えられたのかは不明だが、統一政権の移行に伴う合戦が行われたこの時期には、人質となる正室は言うまでもなく、女中も命懸けの奉公をしており、その忠義に対しては男性家臣と同様に女中にも褒美として知行を与えられていたのである。

(2) 奥方法度

文禄三年（一五九四）一月一六日の家久から奥向の奉公を
している家臣に宛てた書状⁽²⁶⁾には、「女方之儀者平生法度たゞし
き家中も、人間之迷ニて不可然儀共出合、外聞悪儀毎事在之事
候、況御家内之儀者ゆるかしき由、兼而承及候間、いさゝかも
うつけたる儀共見及聞及、切々不寄男女可申聞候」とある。ま
た、慶長四年（一五九九）夏の島津義弘条書の中に、女中に対
してみだりがわしいことがないように仰せ付けることが記され
ている。同年七月二四日の「御ちよほか十八名連署起請文」⁽²⁸⁾は、
女中たちが家久夫婦に尽くし、奉公の場で知り得る情報を他言
しないことなどを誓約したものである。

家久は慶長九年（一六〇四）四月に上洛した際に、將軍徳川
家康から京都に屋敷を建設することを命じられ、七月から京都
の屋敷の建設に着手し九月に完成させている。その屋敷の奥の
中には人質の居所も作られており、「奥へハ質人之有所、是又
掘ニ堀を付、口一ツニ而橋ニ而通候する跡也」⁽²⁹⁾と、二重の堀がめ
ぐられ出入り口を一つにして橋を渡していた。出口を一つに
限定し四方を水で囲むという徹底的な空間分離が行われており、
女性たちの居所である奥の中でも、人質となる女性の居所は特
に厳重にされていたことが分かり、人質としての価値の高さや
その役割の重要性が窺われる。ちなみに、義弘の長女御屋地の
娘が慶長一〇年（一六〇五）八月に徳川政権の人質として上洛
している。⁽³⁰⁾

慶長一〇年（一六〇五）二月一八日の「留守中置目条目」⁽³¹⁾
では、奥への出入りに関する事項が事細かに定められており、
薩摩藩においてはこれが奥に関する初めての条目である。

以上のような事例から、島津家においては慶長期を境に表と
奥の空間分離が図られるようになり、奥への出入りが厳しく規
制されるようになったことが分かる。長野氏も情報漏洩を警戒
したものと指摘しているように、この時期、奥での饗応の際な
ど日頃から島津家の女性や女中と接触する機会のある男性家臣⁽³²⁾
に対して、くれぐれも身を慎むように命じて御家の血統を乱す
ことを阻止し、また主人の身近に奉公する女性たちが政治情報
を把握し得る立場にあることから、彼女たちが他言しないよう
誓詞を提出させるとともに、男性家臣と接触する機会を最小限
に制限することで、情報漏洩を防ごうとしたのである。

仙台藩における奥方法度の制定は、寛永二〇年（一六四三）
五月一三日の「奥方法度定書」が最初である。また、長野氏の
論考⁽³³⁾で、幕府において制定された万治二年（一六五九）「御奥
方御条目」と寛文一〇年（一六七〇）「女中法度」について明
らかにされているが、薩摩藩の奥方法度はこれらの法度と比べ
早い時期に制定されている。これは、天正二〇年（一五九二）
から慶長七年（一六〇二）にかけて、島津氏が島津歳久後室及
び伊集院忠棟後室と対峙したことが、女性の政治への関与を阻
止する方向性を打ち出す契機の一つとなったと考えられる。

三 徳川政權確立期

この時期は藩祖家久が死去する寛永一五年（一六三八）までであり、江戸幕府の將軍では、二代將軍秀忠と三代將軍家光の代に当たる。

（一） 正室のあるべき姿

義弘の長女御屋地が産んだ娘は家久の養女となり伊予松山藩主松平定行に嫁いでいるが、夫婦仲がよくないことを聞きつけた御屋地は、慶長一八年（一六一三）十一月晦日に娘へ書状を送っており、その内容からは当時の正室のあるべき姿が読み取れる。

（前略）されは此比かうちのかミ殿（松平定行）へむつましく御入候ハぬよし、あまねくうけたまわりつたへ候、定而女のならひしつとゆへに候ハんとおもひまいらせ、これより心つかひ大かたならず候、更に身つからとしてハ、まはゆき申事ながら、女ハ五障のつみの外に三従とて、いわけなきとは深窓にやしなハれ、親にしたかひはしめて、人となりしよりおとこにしたかひ、さて又老後には子にしたかふ、これを三の家なしと申候て、女のくるしひはなへて世のならひにて候、（中略）、かやうにことくさをかりあつめ、吳見申まいらせ候も、かならずもししひとりのため

ならず、御國御家にきずを付たまハん事を存出候へハ、身もしまてくちおしく候、（後略）

このように、御屋地は三従について説き、嫉妬を抱かないように諭し、この意見は娘自身のためだけでなく御家の体面に傷を付けないようにするためでもあるとしている。女性の苦しみ・嫉妬は世の習いであると認識しつつも、正室は夫の意に従うべきであるとし、娘を嫁がせた後も、正室としてふさわしくない娘の姿を知り、島津家の体面を考えてあえて意見しているのである。このように子女に対して意見することも大名家の女性の役割であつた。ちなみに、家久の正室亀寿も嫉妬の念から家久が側室をおくことに對して抵抗を感じていたよう⁽³⁵⁾で、そこからは単に一人の女性として抱く感情以外にも、島津家本宗家の娘としての自尊心の強さが窺われる。御屋地が説く正室のあるべき姿は、この時期一般的に認識されていたものと思われ、伊達政宗が娘に宛てた書状にも、正室として嫁家に尽くす心構えを説いている。

（二） 島津家の娘について

（1） 人質としての役割

二代將軍秀忠の命により大名は人質を出すこととなり、家久は父義弘と相談した結果、義弘の二女で家久の妹である千鶴を島津家の人質として江戸に遣わすことにし、千鶴は即座にそれを了承し、娘と共に慶長一八年（一六一三）六月二四日に国元

を出発、一月一六日に江戸に到着している。長野ひろ子氏の論考³⁶⁾で、千鶴が人質として江戸に赴くことが、御家への奉公という政治的役割として高く評価されていたことが指摘されているが、千鶴は江戸でどのような人質生活を送っていたのだろうか。

義弘から千鶴に宛てた書状³⁷⁾では、江戸には各大名家が召し寄せられて軒を並べており、良いことについては名声となるが、悪いことがあると悪名となり、一身だけでなく薩摩藩の名誉に傷を付けることになるとし、「いづれも御おきめをまもり、よく／＼あいたしなミ御奉公仕候へと、きひしく申付られしかるへく候、もし又御意にそむき、きまかせのふるまひ仕るものこれあらは、一身の事ハ申ニ不及、國ニてそんなさきいしにいたるまで、其科のかるましく候条、連々其通役人中方かたく申渡さるへき事せん一二候」とあるように、女中にゆるがせなく奉公するよう堅く言い聞かせるようにと伝えている。豊臣政権期において、しばしば在京していた義弘は、同様に在京していた他の大名家と比較して、自家の体面や外聞を意識していたが、徳川政権期においても、千鶴をはじめとして召し使う者たちの振る舞いが、島津家の体面に大きな影響を及ぼすことから、千鶴は人質として江戸にいる間、主人として召し使っている者の監督責任を負っていたのである。

さらに、義弘からの書状によると、千鶴は大御所家康と二代将軍秀忠へ男性家臣を使者として贈り物を献上している。また、

家久からの書状によると、千鶴の娘も家康と秀忠から銀子や小袖などを拝領している。⁴⁰⁾島津家の女性において将軍家と贈答するのは千鶴が初めてであり、将軍家に対する儀礼も人質としての重要な役割の一つであった。

このような江戸での人質生活を送っていた千鶴は、元和五年（二六一九）に帰国している。⁴¹⁾

（2）藩主から娘に宛てた書状

家久は国元にいる側室や娘たちへ度々書状を送っており、その内容は近況を知らせるものであるが、娘に宛てた書状では娘の夫やその母、生母に当たる家久側室の他、姉妹や女中への言伝を頼んでいる。一例として、家久四女に宛てた書状を紹介しよう。

返／＼ハしき事口上に申候／＼、かし／＼、

わさと一筆とりむかい候、たねの嶋くらいりとして御入候つる、さこんの太夫（種子島忠時）とのへ、みな／＼しんし候、まことにゑんたうの事にて候に、かこしましかとおはし候まゝ、よろつとゝのへかたく御入候する、さやうのために候、ことさら御いゑにもいまに別儀なく御座候事候、下野守（島津久元）よりくハしく申されするまゝ、左こんとのへも此よし申候へく候、いよ／＼御たしなミかんようにそんし候、又／＼かし／＼、

〔朱書き〕

「寛永九年」六月十一日

系とより

たね

むもし

まいる

いゑ久

夫種子島忠時は鹿児島に居住して奉公しているが、領地が遠方のため費用が不足する状況に置かれていることから、種子島にある蔵入地四〇〇石を全て与えることにしたので、忠時へそのことを伝えるように言っている。

家久の娘は養女を除き皆家臣へ嫁いでおり、娘に宛てた書状を通して家臣に政治向きのことを含めた公私の情報が伝えられていたのである。娘たちは家臣に嫁いだ後も鹿児島城や互いの居所を訪れており、その際に女性たちへの言伝を伝えていたと思われる。

(三) 女性知行

この時期に見られる女性知行については、長野ひろ子氏が詳しく分析され、義久・義弘両正室の知行や、人質としての御家への奉公に対して家久の正室亀寿・義弘の二女千鶴に与えられた知行の他、島津家の娘・側室に与えられた知行の存在を明らかにされている。ここでは長野氏に取り上げていない女性知行について述べていきたい。

元和六年（一六二〇）五月一三日に義久の二女へ、珍しい硯を進上した褒美として一〇〇〇石の知行が与えられている。⁽⁴⁴⁾側

室では、奥方の知行で高三〇〇石以上の者の上地を命じた寛永一一年（一六三四）五月二〇日の「島津久慶外二名連署条書」の中で、家久一四男貞昭の生母御たつ（崎山盛秀の娘）⁽⁴⁵⁾について、現在切米五〇石を遣わしているが、これは知行高一〇〇石につき切米三二石という現在の割り当てで換算すると、彼女の知行高が一五六石と半端な数になるので、四四石を加増して合計二〇〇石の知行を与えていることが分かる。別稿で述べる万治二年（一六五九）の「鹿府万治高帳」⁽⁴⁶⁾でも、彼女が二〇〇石の知行を有していたことが確認できる。女中では、義久に仕えていた上臈お万が年老いてから新しく五〇石と屋敷を与えられ、死後は彼女が養子としていた甥に譲られている。⁽⁴⁷⁾お万は暇を与えられる前にも知行を有していたと思われる、この五〇石は役目を終えた女中への生涯付与の扶持であったといえる。さらに、亀寿に仕えていた上臈（伊集院久教の娘）が、亀寿に対して怠りなく奉公していることへの賞として六〇石を家久から与えられ、彼女が家臣の町田久則に嫁いだ後、所領を義理の息子である忠饒に譲っている。⁽⁴⁸⁾樺山規久の娘は家久の二女の後見として召し出され、その奉公の賞として元和二年（一六一六）二月一六日に一〇〇石を賜っている。⁽⁴⁹⁾その他、慶長五年（一六〇〇）二月二七日に「あちやち」という女中と思われる女性が、新地として二〇石余りと屋敷を賜っている。⁽⁵⁰⁾

これらの女性知行は、進物や藩主の子女出産、主人への忠実な奉公に対する褒美として与えられたものといえる。長野氏が

明らかにした女性知行の石高と、別稿で明らかにする近世前期における女性知行の事例を合わせて見てみると、藩主の子女を産んだ側室には二〇〇〇石余り、女中の忠実な奉公に対しては二〇〇〇石の知行が与えられていたことが分かる。

なお島津家の娘については、この時期は一〇〇〇石〇〇石余りと一〇〇〇石単位であるのに対し、近世前期では三〇〇〇石と一〇〇〇石単位となっており、知行高が大幅に減少している。これは、近世前期においては娘が人質となることはなく、さらに藩主の子女が多いことが要因として考えられる。

寛永一〇年（一六三三）一月五日に家久の子女の知行の内、三分の一を近所の者に与え、残りはくじ引きを行って当たった者に与えることとし、三〇〇石の者についてはくじ引きを行わず近所の者に与えることが仰せ出され、寛永一一年（一六三四）四月四日に詳細が言い渡されている。これは当時、支配の親疎をなくすため家臣の知行の配置換えを行うことが命じられており、それについて、奥方知行は自由に取り扱うことができるので、くじ引きによって整理してはどうかと義弘の二女千鶴が進言したことによるものだった。⁽⁵¹⁾この申し出に家久は、「殊外被成御感、為御女儀如此候儀、御分別奇特ニ思召候、如御申、惣國中皆々憲法之御沙汰有之時節ニ候間、無餘儀御親類中左様之御心付候へハ、諸人之沙汰も可然候はん間、ケ様之儀者、御國之しまりニ可罷成之由 御意候」とあるように、千鶴の行為に深く感心している。このように、千鶴は自分の知行をはじめ

として奥方知行について把握し、知行の配置換えという政治向きの情報も得ていたことが分かり、島津家の娘として自ら進んで提案することで、藩主の沙汰が滞りなく行われることに寄与していたのである。

（四）女中・奥向について

年未詳二月二十九日の伊勢貞昌から家老に宛てた書状⁽⁵²⁾には、藩主の子女の乳母に関して記されている。それによると、乳母には家臣の妻が充てられ、その奉公の心づけとして夫に藩主から知行（妻が家久三男忠朗の乳母を勤めた伊集院忠成の場合は三〇〇石）が増加されることが分かる。この書状からは窺えないものの、おそらく乳母自身にも何らかの褒美が与えられたと考えられるが、夫に褒美としての知行が与えられる点が興味深い。これは、家臣の妻が乳母となることで、夫・子女を含む家臣一家が長期間江戸に留め置かれることによるものと思われる。また、寛永四年（一六二七）の伊勢貞昌の書状⁽⁵³⁾には、家久一二男忠心の乳母について、「於此方尋出候而一人召置候、是ハ本来從御國出申たる人にて候間、一段之仕合候」とあり、国元の女性⁽⁵⁴⁾が選ばれていることが分かる。藩主の子息は世子を除いて基本的に家臣の養子となることから、乳母は江戸の者ではなく、薩摩藩の領内について精通している国元の家臣の女性を選んでいたと考えられる。乳母を含めた女中の採用方法については、今後詳しく検討する必要がある。

薩摩藩では借銀がかさみ国役の費用が不足したため、家久は元和五年（一六一九）七月三日に諸士・諸寺社の知行の土地を實施することにし、「如斯諸士・依申付、此中屋形中ニ召仕候女房衆之内、過分ニ相除、其上衣裳等諸事入目迄かろく相改候間、是を以諸士可得其意之事」と、屋敷で召し使っている女中の過半を召し放ち、衣装などの諸事の費用を儉約することを命じた。仙台藩においては、主人が死去したことにより女中が暇を出される事例は見られるものの、人員削減としての召し放ちの事例は管見の限り見受けられなかった。薩摩藩の厳しい財政状況は豊臣政権時代から続くものであり、それは仙台藩以上に悪化していたものと想像され、諸士・諸寺社に無理を強いるからには島津家でも女中の数を削減する必要があったと考えられる。

（五）縁組の特徴

家久の娘の縁組について見てみると、養女二人は大名家に嫁いでおり、その他は家臣の家に嫁いでいる。家臣に嫁いだ娘たちは皆側室の生まれである。薩摩藩では、慶長四年（一五九九）に家久が家臣伊集院忠棟を手討ちに、息子忠真が反旗を翻すという庄内の乱が起こっており、多くの家臣を抱える島津家において、その支配は未だ不安定な状況であった。そのためこの時期の縁組は家臣との紐帯を形成し、島津家の支配の貫徹を目的としたものであったと考えられる。（二）（二）で述べたように、家久は嫁がせた娘に宛てた書状を通して家臣への指示

を伝えており、まさに娘がくさびとなっていたのである。

おわりに

以上、中世から近世への移行期における薩摩藩島津家の女性の役割や奥向について、仙台藩伊達家と比較しながら検討した。豊臣政権成立以前、島津家に限らず武家の女性たちは、夫の死後、家を代表する存在として領内を統治するなど、主体的かつ直接的に政治へ関与していた。

慶長期を画期として、奥方法度の制定などにより表と奥の明確な空間分離が図られ、奥への出入りが厳しく規制されるようになった。奥向の女性は主人の身近に奉公しており、政治情報を知り得る立場にあったことから、表と奥の分離は御家の血統を乱すことを阻止するとともに、情報漏洩を防ぐためでもあった。

島津家においては、女中の人員削減や衣服禁制など、奥向の緊縮削減が徳川政権確立期から見られ、薩摩藩の財政状況の深刻さが窺える。この時期の縁組は家臣との紐帯を形成し、島津家の支配の貫徹を目的としたものであった。島津家の正室や娘たちは、表向の政治に関して必ずしも無関心ではなく、島津家の体面を汚さぬように努め、自身の公的存在としての立場を認識し、生家や婚家に寄与していた。

今回、女性が遣り取りした書状も分析対象としたが、そこに

は近況報告などの私的な内容だけでなく政治情報も記されており、また当時の女性観や御家の認識について窺い知ることができ、研究素材として活用することの有効性を改めて示すことができたのではなからうか。

このように、女性の役割や奥向の実態は、御家の情勢を反映したものとなっていた。近世中期以降、島津家は將軍家と姻戚関係を結ぶことから、幕藩関係における女性の役割や、大名家と將軍家の奥向の関係を明らかにすることができると予想され、今後は、今回推測に留めた点について改めて検討するとともに、引き続き近世以降の分析を進め、近世武家社会のジェンダー・システムの成立から近代的ジェンダー・システムへと移行する過程を具体的に明らかにしたい。

注

(1) 近世女性史研究会編『江戸時代の女性たち』吉川弘文館、一九九〇年所収、長野ひろ子『日本近世ジェンダー論』吉川弘文館、二〇〇三年再収。

(2) 主な先行研究としては、浅川清栄「高島藩主と妻妾・子女―その藩政との関連―」(『信濃』第四四巻第二号、一九九二年)、江後迪子『隠居大名の江戸暮らし』(歴史文化ライブラリー七四、吉川弘文館、一九九九年)、柳谷慶子「仙台藩伊達家の「奥方」―七代重村の時代を中心に―」(大口勇次郎編『女の社会史

一七―二〇世紀―「家」とジェンダーを考える』山川出版社、二〇〇一年)、同「武家社会と女性」(大石学編『日本の時代史二六 享保改革と社会変容』二〇〇三年)、皿海ふみ「若君の宮参りと井伊家御成―井伊家奥向との関係を中心に―」(彦根城博物館叢書五 譜代大名井伊家の儀礼)彦根藩資料調査研究委員会、二〇〇四年)、福田千鶴「近世中期における彦根井伊家の奥向」(彦根城博物館叢書六 武家の生活と教養)彦根藩資料調査研究委員会、二〇〇五年)、水室史子「大名藩邸における御守殿の構造と機能―綱吉養女松姫を中心に―」(『お茶の水史学』第四九号、二〇〇五年)などがある。また、化粧料をはじめとする近世の女性知行に関する論考には、城島正祥「佐賀藩成立期の内儀方知行」(『社会経済史学』第三八巻第三号、一九七二年)、佐賀藩の制度と財政『文献出版、一九八〇年再収、宮本義己「武家女性の資産相続―毛利氏領国の場合―」(『国学院雑誌』第七六巻第七号、一九七五年)、柳谷慶子「近世武家女性の知行と相続―新庄藩の場合―」(横山昭男教授還暦記念会編『山形地域史の研究』文献出版、一九九〇年)、同「近世大名家の女性知行―新庄藩の場合―」(『宮城歴史科学研究』三一、一九九〇年)、同「女性による武家の相続―盛岡藩・仙台藩の事例

から―」(桜井由幾他編『ジェンダーで読み解く江戸時代』三省堂、二〇〇一年) などがある。

- (3) 「天下統一・幕藩制確立期における武家女性の役割―仙台藩伊達家を事例として―」(『国史談話会雑誌』第四五号、二〇〇四年)、「近世武家社会のジェンダー・システムと女性の役割―近世中期の仙台藩伊達家を事例として―」(『歴史』第一〇三輯、二〇〇四年)。「本稿で述べる伊達家の事例はこの既発表論文による。

- (4) 桃園恵真「持明夫人」(『鹿児島大学法文学部紀要文学科論集』第一号、一九六五年)、長野ひろ子「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」(前掲注1)、同「幕藩制成立期の家と女性知行」(津田秀夫編『近世国家と明治維新』三省堂、一九八九年、前掲「日本近世ジェンダー論」再収)、久保貴子「武家社会に生きた公家女性」(林玲子編『日本の近世―五 女性の近世』中央公論社、一九九三年)、江後迪子「武家の江戸屋敷の生活II―鹿児島藩島津家中奥日記から―」(港区立港郷土資料館『研究紀要5』、一九九八年)、山本博文「幕府大奥と薩摩藩奥の交際について―「薩摩藩奥女中文書」の考察―」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第一五号、二〇〇五年)、同「徳川將軍家の結婚」(『文春新書四八〇、文藝春秋、

二〇〇五年) などがあり、横田冬彦「豊臣政権と首都」(『日本史研究会編『豊臣秀吉と京都―聚楽第・御土居と伏見城―』文理閣、二〇〇一年) では、大名屋敷と人質の居所に関して島津氏の事例も挙げており、前掲注2氷室論文では竹姫に関して触れている。

- (5) この時期における女性の書状を分析した先行研究として、桑田忠親「桑田忠親著作集第七巻 戦国の女性」(秋田書店、一九七九年)、遠藤ゆり子「戦国期奥羽における保春院のはたらき―戦国時代の平和維持と女性―」(『日本史研究』四八六、二〇〇三年) などがある。

- (6) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 旧記雑録後編一』六、附録一・二、追録一(『鹿児島県、一九七一一一九七三年)。以下、「旧記雑録」と略す。
- (7) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ第十六 島津家文書之一』三(『東京大学、一九四二一九六六年)。以下、「島津家文書」と略す。

- (8) 鹿児島市史編さん委員会編、鹿児島市、一九七一年。

- (9) 長野ひろ子「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」(前掲注1)。

- (10) 『旧記雑録後編一』巻二二―一〇七九。
- (11) 『旧記雑録後編一』巻一三―一二八一。

(12) 『旧記雑録後編一』 卷六―六三二。

(13) 『旧記雑録後編一』 卷八―七七六。

(14) 長野ひろ子「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」(前掲注1)、同「幕藩制成立期の家と女性知行」(前掲注4)。

(15) 『旧記雑録後編二』 卷二七―九二二、卷三一―一六七、『旧記雑録後編三』 卷三八―一七八、二〇一、卷三九―二三三、二三四、二三五、二三九、卷四二―四七六、卷四六―八六三、卷五〇―一一八一、一二〇〇などから、文禄元年および慶長二年から慶長五年まで京都や大坂にいたものと思われる。

(16) 『旧記雑録後編二』 卷二六―七四四。

(17) 『旧記雑録後編二』 卷二七―八八二。

(18) 『旧記雑録後編二』 卷三一―一六八の文禄二年八月二日の島津義弘から宰相に宛てた書状にも記されている。

(19) 『旧記雑録後編二』 卷三三―一三六四。

(20) 『旧記雑録後編二』 卷三〇―一四五。

(21) 『旧記雑録後編三』 卷三六―四四。

(22) 『旧記雑録後編二』 卷三三―一三六四。

(23) 『旧記雑録後編三』 卷五〇―一七〇、一二一六。

(24) 『旧記雑録後編三』 卷五〇―一二一六。なお、御松については長野氏も「幕藩制成立期の家と女性知行」

(前掲注4)で触れられている。

(25) 『旧記雑録後編三』 卷五〇―一二〇九。

(26) 『旧記雑録後編二』 卷三三―一四二二。

(27) 『鹿兒島市史Ⅲ』「中世関係資料(古文書)」二一五九、『旧記雑録後編三』 卷四五―七五五。

(28) 『旧記雑録後編三』 卷四五―一八〇。なお、この起請文については長野氏も「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」(前掲注1)で取り上げている。

(29) 『旧記雑録後編三』 卷五八―一九二八、一九四五。

(30) 『旧記雑録後編四』 卷五九―九一。

(31) 『旧記雑録後編四』 卷五九―一三九。なお、この法令については長野氏も「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」(前掲注1)で取り上げている。

(32) 『旧記雑録後編二』 卷一七―二三三、一八一、『鹿兒島市史Ⅲ』「経兼日記」慶長六年正月八日条。

(33) 「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」(前掲注1)。

(34) 『旧記雑録後編四』 卷六八―一〇六三。

(35) 前掲注4 桃園論文。

(36) 「幕藩制国家の政治構造と女性―成立期を中心に―」(前掲注1)。

- (37) 『旧記雑録後編四』 卷六八—一〇六一、一〇七一。
 (38) 前掲注4 横田論文。
 (39) 『旧記雑録後編四』 卷六八—一〇七一。
 (40) 『旧記雑録後編四』 卷七六—一七五四。
 (41) 『旧記雑録後編四』 卷七四—一五七六、一五七七、一六二七。
 (42) 『旧記雑録後編五』 卷八四—五三一。
 (43) 「幕藩制国家の政治構造と女性—成立期を中心に—」(前掲注1)、「幕藩制成立期の家と女性知行」(前掲注4)。
 (44) 『旧記雑録後編四』 卷七五—一六八六。
 (45) 『旧記雑録後編五』 卷八七—七一九。
 (46) 『旧記雑録追録一』 卷八—八五九。なお、近世前期および中期における薩摩藩島津家の女性の役割と奥向については、別稿で分析する。
 (47) 『旧記雑録附録二』 卷二九—一三二二。
 (48) 『旧記雑録附録二』 卷二六—一八三。
 (49) 『旧記雑録附録二』 卷三〇—一四二五。
 (50) 『旧記雑録附録二』 卷二六—一二三四、『島津家文書之三』一二〇八。
 (51) 『旧記雑録後編五』 卷八六—六五七、六五九、卷八七一七〇五、『島津家文書之三』一五四〇。
 (52) 『旧記雑録附録一』 卷五一—四一三。

- (53) 『旧記雑録後編五』 卷七九—一〇四。
 (54) 『旧記雑録後編四』 卷七四—一六二二、一六一三。
 (55) 前掲注4 横田論文で、当時在京中の島津氏の困窮ぶりについて触れられている。

付記

本論文は東北大学21世紀COEプログラム・社会階層と不平等研究教育拠点においてなされた研究の成果である。

(東北大学大学院文学研究科 日本近世史)